

平成 2 5 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(1)工業用水道事業の企業誘致施策について (意見 1) 安定的な企業経営の観点から、企業庁は、既受水企業との公平性も配慮しつつ、新規受水が促進される方策を模索するとともに、企業誘致関連部署へ相談に訪れた企業に対して、より積極的な営業活動が望まれる。	近年、水需要は節水意識の向上や節水型機器の普及等により減少傾向にあり、加えて受水企業に配管に係る初期投資が必要なこと等により、容易に新規契約や水量の増量は難しい状況にあります。 このため、県・給水区域市町の企業誘致担当部署や商工会議所等を訪問し、新規受水企業開拓のための情報収集や情報交換を継続的に実施しています。 また、新規契約獲得に向けて、全国の工業用水道事業体の利用促進策や受水企業開拓方策の事例調査を参考に、初期投資費用の一部助成や新規受水後の一定期間の料金軽減など、新しい仕組みの検討を進めることとしています。 なお、分譲予約を開始した滋賀竜王工業団地については、企業決定後速やかに営業活動を行う予定です。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁浄水課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(2) 維持管理指針の整備について（指摘1） 企業庁の危機管理マニュアルにおける「施設の管理」では、設備毎に取扱いマニュアルとして「維持管理指針」を整備することが規定されているが、炭酸ガス注入設備について「維持管理指針」が整備されていなかった。 同設備は、平成16年3月に水口浄水場、平成19年3月に吉川浄水場、平成24年12月に馬渕浄水場に設置され、すべての浄水場に炭酸ガス注入設備が設置された後すみやかに、危害予防規定・各種点検表を修正集約し、企業庁として維持管理を統一するための「炭酸ガス注入設備維持管理指針」を整備すべきであった。	炭酸ガス注入設備は、個別に高圧ガス取締法に基づく危害予防規定を策定し、日常点検、定期点検を実施していましたが、今般、3浄水場に整備したことから、平成24年度に整備した馬渕浄水場の1年間の運用実績を踏まえて、各浄水場の危害予防規定および点検表を修正集約し、平成26年1月に企業庁の「炭酸ガス注入設備維持管理指針」として制定し、この指針に基づき、適正に運用管理しています。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(3) 職員の採用について（意見2） 企業庁は、人事異動について、知事部局の方針を踏まえた採用及び人材育成を行っているとしている。 プロパー職員 34 名のうち勤続年数 31 年以上の職員が 18 名と多数在籍し、職員の高年齢化が進んでいる。技術の継承及び人件費の削減の観点から、若手職員の積極的な採用が望まれる。 また、プロパー職員の女性は、勤続年数 30 年以上の職員 1 名のみであり、近年の女性採用はない。人事異動方針からも、採用の必要性について検討することが望ましい。 企業庁の今後の安定的運営及び適切な経営管理のために、人事異動方針に沿った職員の採用が望まれる。	企業庁は特に技術面において専門性の高い職場であるため、プロパー職員を多数採用しているところです。その中で、技術の継承は大きな課題と認識しており、退職や再任用の状況を勘案しながら若手職員を採用することと合わせて、各種業務マニュアルの整備を図っています。 また、人材育成の観点から、体系的な研修計画を策定し、外部で実施されている研修にも積極的に参加しています。今後とも、これらの充実に努めることにより、ベテラン職員の持つ知識や経験を組織として継承していきたいと考えています。 プロパー職員の採用に当たっては、性別を問わず受験成績、能力主義に基づいて実施していますが、多様な人材の確保、多様な視点の導入等の観点から、女性にも応募していただくことが必要であると考えており、まずは、より一層注目していただけるよう、工夫をしていきたいと考えています。 昨年度、採用選考試験の実施に当たり、近隣の大学を訪問して説明を行った際、女子学生にも関心を持っていただけるよう女性職員の活躍ぶりなどPRを行いました。こうしたことから、応募者 9 名中 5 名が女性であり、選考の結果女性 1 名を採用することになりました。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(4) 人員配置について（意見3） 企業庁の業務量は年間通して一定ではないため、部署や月によって時間外による業務の対応を行うことがある。 部署別・月別時間外業務時間の推移と平均の表を見ると、部署ごとの時間外業務時間にバラつきが見られる。業務内容が類似する部署間では人員を異動させることが可能であるため、残業が少ない部署から残業の多い部署へ人員配置を行うことが望ましい。 慢性的に時間外業務が多い部署については、業務の効率化や他部署からの人員異動の検討を行い、適時適切な人員の配置を行うことが望ましい。	時間外業務については、職員の健康面や仕事と生活の調和の点からも、業務の配分への留意や日々の状況の的確な把握、朝礼の実施などにより縮減に努めているところです。今後においても、適切な人員配置や事務事業のさらなる見直しなどにより、一層の時間外勤務縮減に努めていきたいと考えています。

平成 25 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(5) 営業費用（総係費）の按分について（指摘 2） 工業用水道事業と水道用水供給事業の運営は企業庁全体で行っているため、部門や人員などでの基準で、一律に事業を切り分けることが困難である。そのため、営業費用（総係費）については、業務量による調整後の供給水量を按分比率として各事業に按分している。 按分比率の算定にあたっては、事務量を勘案した任意の調整を行っているが、これに係る根拠資料がない。按分比率によって、水道料金算定原価にも影響を及ぼすことから、客観的な按分基準を使用して経費の按分を行うなど、その実効性を担保するための方策を検討すべきである。	営業費用（総係費）の按分に当たっては、より客観的なデータに基づいた按分基準を使用することとし、料金徴収の対象となる有収水量の比率を基本に行う方向で、平成 28 年度に予定している水道用水供給事業の料金改定の作業と併せて検討しています。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁浄水課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(6) 浄水場運転管理業務委託について（意見4） 所管4浄水場の集中運転管理業務は、企業庁の就業時間内は企業庁職員が行い、就業時間以外（17時から翌朝8時45分まで）の時間は、外部業者に業務委託を行っている。 委託している夜間の業務内容は、経常的な検査や施設の保安等であり、専門的ではあるものの、知識、経験を有する外部業者に委託しても問題がないと考えられる業務である。 一方で、企業庁職員を配置した昼間時間帯では、各機器の動作確認等で通常の運転操作範囲を超えた操作対応、事故・故障発生時の復旧対応や水質変動に応じた操作など高度な技術力が必要となる業務も含まれているとの理由で委託されていない。 外部業者で対応可能な業務はできるだけ委託を行い、企業庁職員は専門的で技術力の問われる業務に注力し、そのノウハウを伝承していく必要がある。 現状夜間しか委託していない当該管理業務についても、企業庁職員の効果的な配置とコスト削減の観点から、現在の委託範囲の拡大についての検討が望まれる。	浄水場運転管理業務委託は、平成23年度に浄水場集中監視システムを導入し、職員を配置した就業時間帯には、更新工事や点検委託業務等に伴うきめ細かな送水調整、事故・故障発生等の復旧対応および水質変動等の高度な運転操作を実施した上で、就業時間帯外の比較的安定状態である夜間を外部業者に委託しています。 このような高度な運転管理業務は、職員の技術継承の点からも、就業時間帯は職員による運転監視を継続する必要があると考えていますが、施設の老朽化に伴う設備故障や漏水復旧対応、耐震対策や延命化対策など業務量が増えていく状況にあります。 こうしたことから、平成28年度からの次期運転管理業務のあり方については、委託時間帯を休日の一部に拡大する方向で検討しています。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(7) 企業債の早期償還について（指摘3） 企業庁が発行している償還期限前の企業債については、契約書の特約条項に繰上償還の定めがある。それによれば、償還にあたっては、償還時点の国債の利率を勘案して未償還残高に係る利息の支払いが必要となるものの、繰上償還が不可能となるような制限は付されていない。 財務省国債金利情報では現在の長期国債利率はおよそ1.5%程度であるが、発行している企業債の利率は5%を上回っているものも存在する状況である。金利削減の観点から、資金余剰により繰上償還が可能なものについては、繰上償還を行うべきである。特に、彦根工業用水道事業の未償還残高126,294千円については、全額減債積立金の積立が終了しており、資金的には期限前償還をすることについては全く問題がない。速やかに償還すべきである。	企業債の繰上償還については、従来から国の公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し、条件を満たすものについては補償金免除の繰上償還を行い、財政の健全化を図ってきたところです。 しかし、この制度によらず任意繰上償還を行う場合は、繰上償還資金と併せて補償金が必要となることから、減債積立金の積立状況や償還した場合の損益状況などを検討しました結果、既に全額減債積立金の積立が完了している彦根工業用水道事業について、平成27年3月に繰上償還を行いました。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(8) 料金算定について (7) 総括原価の見積りと実際発生原価の乖離について（意見5） 総括原価（見込）と実際発生原価との間に相当程度乖離が認められ、決算上も継続して相当程度の利益が計上されている状況である。毎年度、決算及び直近の事業計画に基づき収支計画を見直すとともに、受益者に対して、発生した当年度利益及び利益剰余金残高との関係を明らかにしたうえで、料金の妥当性を説明することが望まれる。	平成23年度に発生しました東日本大震災により、既存施設や設備を含め様々な基準が見直され、企業庁においても施設・設備更新計画を見直した結果、平成23年度の料金改定時に見込んだ計画との乖離が生じ決算に影響しております。 こうした決算の状況については、受水市町で構成する連絡協議会や受水企業で構成する協議会において、受益者に対して利益および剰余金残高の状況説明を行い、理解をいただいているところです。 現在、水道事業継続に真に必要な施設整備計画と健全な財政を維持できる財政収支計画からなるアセットマネジメント計画を策定中であり、今後、この計画に基づいて、必要な整備を着実に進めるとともに、毎年度の収支の状況について受水市町および受水企業へきちんと説明してまいります。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(9) 料金算定について (イ) 総括原価に含められている利益の見積りについて（指摘4） 将来発生予定の管路更新や修繕等の積立として、総括原価に一定の利益を含めて算出している。しかし、含められている利益については、その算定方法に明確な基準がなく、将来の更新等の見通しにより、一定の利益を確保しているという状況である。 今後は、明確な修繕計画、更新計画の作成、ひいてはアセットマネジメントを実施することにより、適切な積立額の見積りのもと、料金原価を算定していくべきである。	水道施設の将来の更新投資資金として内部留保される利益である「資産維持費」は、公益社団法人日本水道協会策定の「水道料金算定要領」では対象資産の3%という基準が示されていることから、企業庁では、自己資本の充実を図るため、3%の範囲内で必要な資産維持費を計上してきたところです。 現在、財政収支計画を踏まえた長期施設整備計画であるアセットマネジメント計画を策定しており、今後、健全経営を維持するために保つべき経営指標水準を明らかにして、適切な資産維持費の見積りのもと、料金原価を算定してまいります。

平成 25 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁浄水課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(10) 貯蔵品（薬品）の管理について（指摘 5） 浄水場で水質検査に使用する薬品類（毒物・劇物含む）については、一部薬品については受払管理が行き届いていない点が見られた。 毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法の規制を受け、さらには厚生労働省からも毒劇物盗難等防止マニュアルが提示されるなど、保管管理の徹底が求められている。 水質試験用薬品の管理保安体制を定めた水質試験用薬品管理要領に定めのない薬品類についても、棚卸残高の報告義務はないものの、その特殊性などに鑑みて受払及び残高の管理を行うべきと考える。 現在廃棄処理を2～3年ごとに行っているとのことであった。しかし、10年以上使用されていない薬品も保管されたままになっていたことから、すべての薬品類について廃棄処理の検討が網羅的になされていない状況である。有効期限の情報等を含めた棚卸記録を残したうえで、期限切れのものや水質試験方法の変更などで使用が見込めなくなったものについては、適時に廃棄処分すべきである。	毒物及び劇物取締法の規制を受ける薬品については、滋賀県企業庁水質試験用薬品管理要領に必要事項を定め管理を行っていましたが、毒物および劇物以外の一般的な薬品については、毒物及び劇物取締法等の適用を受けないことから受払管理を行っていませんでした。 しかしながら、平成 27 年度に取得を目指しております日本水道協会の水道水質検査優良試験所規範（水道 GLP）では水質検査用試薬の適正な管理を求めていること、また、水道の特殊性などに鑑みて、平成 26 年 3 月に水質試験用薬品管理要領を改正し、毒物および劇物以外の一般的な薬品についても、受払管理を行うこととしました。 また、有効期限切れの薬品および旧検査法で使用していた不用な薬品は、平成 26 年 3 月末までに処分を行い、現在、適正に薬品管理を行っています。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(11) 不用品（資材）の処分について（指摘6） 吉川浄水場敷地内に過年度の浄水場内工事で発生した水道管等の資材の端材が屋外放置されたままになっていた。 使用見込みのない廃材については、適正な資産管理の観点から早期に処分すべきである。	吉川浄水場敷地内に屋外放置してありました水道管等の端材は、くず鉄として売却可能なものは平成26年1月に売却し、コンクリート管等の廃棄物は平成26年7月までに順次処分いたしました。 なお、過去には工事残材を一時集積していたこともありましたが、現在は工事で発生した不要な残材は工事毎にスクラップ控除等の処理を行っております。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(12) 固定資産の実査について（指摘7） 滋賀県公営企業会計規程第87条によれば、「（実地照合）総務課長は、固定資産について少なくとも毎事業年度1回以上、固定資産台帳と固定資産の実態について照合し、確認しなければならない。」とされている。 固定資産実査を行うことが規程上定められているにも関わらず、実施されていない。固定資産実査は資産管理を行う上で重要な手続である。実施可能な機械装置や構築物、工具器具備品については、規程に沿った実地照合を行うべきである。	平成26年度において、確認が困難な管路等を除き、構築物、機械装置および工具器具備品について固定資産の実地照合を行いました。今後とも公営企業会計規程に沿って確実に実地照合を行うために、より効果的かつ効率的な実施方法を検討し、適正な資産管理に努めてまいります。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(13) 未利用の土地の有効利用について(意見 6) 吉川浄水場内における未利用地の有効利用については、平成26年度から平成27年度に予定されている長期施設整備計画の中で具体的な方策の検討が望まれる。	吉川浄水場は大地震時に液状化の被害が想定されており、当該用地をその耐震対策用地として活用することを計画しています。平成26年度から平成27年度にかけて策定している長期施設整備計画の中で、この耐震対策を具体化してまいります。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(14) 固定資産の計上区分及び耐用年数の決定方法について（意見7） 企業庁では、過去に取得した固定資産の計上区分について、例えば空調設備や電気設備等の建物附属設備が区分計上されていないなど、誤りとはいえないものの厳密な処理がなされていないものが見受けられる。 また、耐用年数の決定についても、建物はすべて50年を採用しており、配水管や機械装置については、いわゆる総合償却が適用されている。 実効性あるアセットマネジメントの観点から、固定資産台帳への計上区分の精緻化及び適切な減価償却費の算出は極めて重要である。総合償却も地方公営企業法施行規則において認められた償却方法ではあるものの、可能な限りにおいて、より実態に即した精緻な会計処理が望まれる。	地方公営企業法施行規則において、総合償却の取扱いが認められていることから、従来から適用が可能なものについては、複雑な減価償却費の算出を簡素化することができるこの償却方法を適用してきたところです。 しかしながら、施設・設備の修繕や更新を効率的かつ効果的に進めていくためには、固定資産の状況を的確に把握する必要があることから、総合償却を適用した場合と個別償却を適用した場合との比較を行い、どちらの方式を採用するか検討しました。 その結果、個々の資産区分毎により詳細に減価償却費を算出することができる個別償却が適切と判断し、平成26年度の決算から適用することとしました。

平成 25 年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(15) アセットマネジメントの手法を用いた長期施設整備計画策定について（意見 8） 企業庁では、アセットマネジメントの手法を用いて長期的な施設整備計画を策定する予定である。施設の老朽度の実態を把握し、重要度を考慮し更新優先順位を設定するとともに、施設更新事業量（予算）の平準化や水需要に応じた規模の適正化にも配慮した計画とする。 今後、法定耐用年数 40 年を超過する管路が増加し、非耐震管も多いため、計画的に管路更新及び資金の確保を行う必要がある。企業庁では毎期利益が発生しているが、長期的な施設整備計画が策定されていないため、現時点では、料金単価の見直しの必要性や資金留保額の妥当性を合理的に説明できない状況である。 平成 26 年度以降、長期施設整備計画の策定が終了次第、早急に確保すべき資金額や料金金額の妥当性の検証、未利用地の利用計画、資産管理に係る詳細な計画等の検証が望まれる。	平成 26 年 7 月に、アセットマネジメント計画策定業務委託契約を締結し、長期施設整備計画の策定を進めています。 この中では、管路更新、浄水場の耐震対策、設備更新などに要する多額の事業費に対し、適切な内部留保資金の額、料金設定の妥当性等を検討したうえで、財政収支計画を作成し、健全経営を確保しながら計画的な施設整備を実施する計画を策定します。 策定後は、計画に基づき、効率的、効果的な施設整備を進めるとともに、進捗管理、検証を行い、適切な資産管理により持続可能な水道経営の実現につなげてまいります。

平成25年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 企業庁総務課

項 目	結 果 報 告 お よ び 意 見	左 記 に 対 す る そ の 後 の 措 置 状 況
滋賀県企業庁について	(16) 民間的経営手法の導入等による経済的かつ効率的なサービス提供体制の構築について（意見9） 公共サービスに市場原理が導入されることにより、民間企業の持つ専門性や機動性等の特性が発揮され、経済的かつ効率的なサービスが提供されるものと期待できる。 企業庁においても、経済的かつ効率的なサービスの実現のために、企業団化による受水市町の水道事業との統合や、一部民営化を視野に入れた抜本的な経営改善策を検討されたい。また、民間委託の一層の推進や民間的経営手法の導入により、民間活力を最大限利用できる執行体制の構築が望まれる。	浄水場の集中運転管理や管理業務の委託拡大など民間活力の利用を進めており、水道管理体制の効率化や経費の圧縮に努めています。また、先進地調査を実施するとともに、公民連携等による新たな民間的経営手法の導入など経営改善策の検討を開始しました。 今後とも、国が示している発展的広域化や公共施設等運営権制度（コンセッション方式）の導入も含めて、他府県の事例も参考に検討しながら、経済的かつ効率的なサービスの向上に努めてまいります。